

全日本マーチングコンテスト四国支部大会審査内規

- 第1条 この内規は全日本マーチングコンテスト四国支部大会実施規定第17条に基づき審査および判定について定めるものである。
- 第2条 審査結果の処理は理事長から委嘱された判定委員会が行う。
2 判定委員会は、理事会がこれにあたる。
3 集計委員会は各県第三事業部長がこれにあたる。ただし、代理も認める。
- 第3条 審査員は「演奏（技術）」「演奏（表現）」「行進の美しさ」「音と動きの調和」の4項目について、5段階で評価する。
- 第4条 判定委員会は審査員の評価に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の3段階にグループ分けを行う。ただしグループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は、3：4：3を目安とする。
- 第5条 第4条による結果は審査員の下承を得て理事長が賞を決定する。
- 第6条 全日本マーチングコンテストへの四国支部代表の選出は、次の通りとする。
(1) 第3条の各団体ごとの評価の総点の高位から順に代表を選出する。
(2) (1)で同位の場合には、全審査員に同点団体だけに同位がないように順位をつけてもらい、同点団体だけについて高位多数順として、それでも決まらない場合は審査員長の順位を優先する。
- 第7条 審査票は出演団体に渡し、審査一覧表を出演団体に公表することができる。
- 第8条 この内規は理事会の議決により改定することができる。
- ※ 平成4年4月29日の総会にて一部改定。
 - ※ 平成5年4月29日の総会にて第2条を改定。
 - ※ 平成6年4月29日の総会にて注を削除。
 - ※ 平成16年4月29日の総会にて一部改定。
 - ※ 平成19年4月29日の総会にて一部改定。
 - ※ 平成30年4月29日の総会にて一部改定。
 - ※ 令和2年4月29日の総会にて第1条及び第6条を改定。